

野菜の価格安定制度・需給安定対策の見直し（特定野菜）

見直し項目	対象事業	現行	新制度
1 契約取引の推進			
(1) 契約対象者の見直し		産地と最終実需者（加工業者・外食業者・小売店等）との契約取引が対象 産地と実需者が中間業者と3者間で契約を行った場合は対象	に加え、産地と中間業者との契約取引も対象に追加
(2) 事業対象となる野菜の明確化	契約特定野菜等	処理を行った野菜は制度の対象外	皮むき、ふたつ割等簡易な処理を行った野菜も対象に追加
(3) 補てん条件の見直し（数量確保タイプ）	安定供給促進事業	購入限度価額（契約価額の150%） 交付予約数量（契約数量の30%） 仕向先変更の補てん率（50%）	契約価額の150%の他、生産者の選択により200、300、400% 契約数量の50% 70%
(4) 取引価格設定期間の見直し（価格低落タイプ）		取引価格設定期間の上限（10日以内）	取引期間中3回以上取引価格を設定する場合は、1ヶ月以内まで延長可
2 需給調整の的確な実施			
(1) 最低基準額の見直し	特定野菜等供給 産地育成価格差 補給事業	特定野菜事業 平均価格の50%（標準） (特例40、45、60) 指定野菜事業 平均価格の55%（標準） (特例45、50、60、65、70)	特定野菜事業 平均価格の55%（標準） (特例45、50、60) 指定野菜事業 平均価格の60%（標準） (特例50、55、65、70)